# 人事院規則九―九七（超過勤務手当） （平成二十二年人事院規則九―九七）

#### 第一条（趣旨）

超過勤務手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

#### 第二条（超過勤務手当の支給割合）

給与法第十六条第一項の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

* 一  
  給与法第十六条第一項第一号に掲げる勤務  
    
    
  百分の百二十五
* 二  
  給与法第十六条第一項第二号に掲げる勤務  
    
    
  百分の百三十五

#### 第三条（雑則）

この規則に定めるもののほか、超過勤務手当に関し必要な事項は、人事院が定める。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成二三年二月一日人事院規則九―九七―二）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。